

## 目 次

1. はじめに
2. 東芝グループ環境基本方針
3. 本ガイドラインの趣旨
4. 東芝グループのグリーン調達基準
  - 4.1 環境管理システム（EMS）の構築
  - 4.2 調達品の含有化学物質の管理
  - 4.3 東芝グループ環境関連物質リスト
5. 調達取引先様へのお願い事項
  - 5.1 調達取引先様での環境保全の推進
  - 5.2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給
  - 5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結
  - 5.4 各種調査への協力
    - 5.4.1 調達取引先様の環境保全活動の調査
    - 5.4.2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査
    - 5.4.3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト

（別表 1）ランク A：禁止物質（群）

（別表 2）ランク B：管理物質（群）

## 1. はじめに

東芝グループは、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念の主文に掲げ、事業を通じて社会の発展に貢献していくという変わらぬ信念を示しています。創業時から培ってきた発想力と技術力を結集し、複雑化・深刻化する社会課題解決に立ち向かい、新しい未来を始動させることが、私たちの存在意義です。

この理念のもと、当社グループ独自の信頼性の高いサービスと最先端の技術で社会課題の解決をめざすとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献し、さらなる企業価値の向上を図っていかねばなりません。持続可能な社会の実現に貢献し、かつ企業として持続的な発展をめざすためには、長期的な視点で世界の潮流に対応しながら、豊かな価値を提供し続けていくことが重要と考えています。

そこで東芝グループでは2020年、脱炭素化や循環経済への対応などグローバルな視野に立った新たな長期ビジョンとして、「環境未来ビジョン 2050」を策定しました。「環境未来ビジョン 2050」は「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的としています。具体的には、「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」の3分野への取り組みを推進し、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。

私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝グループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に改訂しました。調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

(株) 東芝  
グループ調達部 調達管理部  
生産推進部 環境推進室

## 2. 東芝グループ環境基本方針

東芝グループは環境への取り組みを、企業経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「東芝グループ理念体系」のもと、人と、地球の、明日のために豊かな価値の創造と地球との共生を図ります。脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会をめざした環境経営により、持続可能な社会の実現に貢献し、新しい未来を始動させます。

### ◆事業と調和させた環境経営の推進

- ・ 事業活動、製品・サービスにかかわる環境側面について、生物多様性を含む環境への影響を評価し、環境負荷の低減に向けた環境目標を設定して、環境活動を推進します。
- ・ 監査の実施や活動のレビューにより環境経営の継続的な改善を図ります。
- ・ 環境に関する法令、当社が同意した業界の指針および自主基準を遵守します。
- ・ 従業員の環境意識をより高め、全員で取り組みます。
- ・ グローバル企業として、東芝グループ一体となった環境活動を推進します。

### ◆事業活動での環境負荷低減と環境調和型製品・サービスの提供

- ・ 地球資源の有限性を認識し、事業活動、製品・サービスの両面から有効な利用、活用を促進する積極的な環境施策を展開します。
- ・ ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスを提供します。
- ・ 設計、調達、製造、物流、販売、廃棄などすべての活動段階において、気候変動への対応、資源の有効活用、化学物質の管理などの環境負荷低減に向けた施策に取り組みます。
- ・ 持続可能な社会の実現のため、社会に与える価値や意義を考え、将来を見据えた環境技術の開発に努めます。

### ◆ステークホルダーとの連携

- ・ 地域・社会をはじめとするさまざまなステークホルダーと積極的なコミュニケーションを図り、連携した環境活動を推進します。

## 3. 本ガイドラインの趣旨

東芝グループでは、東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達に欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する東芝グループの基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等（以下、納入品）について、調達取引先様にお願いする具体的内容について示しています。

東芝グループは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

## 4. 東芝グループのグリーン調達基準

東芝グループでは、グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。そのために、以下のような東芝グループ共有のグリーン調達基準を定め、東芝グループのグリーン調達を推進しています。

#### 4.1 環境管理システム(EMS)の構築

東芝グループでは、環境経営の推進の取り組みの一環として、環境管理システムを運用・構築し、ISO14001の認証取得を進めています。また、調達にあたっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みを実施されている調達取引先様を優先します。

#### 4.2 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質の管理は、JAMP（注1）における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。

注1：JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium)は、アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。活動の詳細は次のURLをご参照ください。

URL：<https://chemsherpa.net/>

#### 4.3 東芝グループ環境関連物質リスト

東芝グループでは、「東芝グループ環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、「ランクA：禁止物質（群）」と「ランクB：管理物質（群）」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

区分	判断基準	該当物質（群）
ランクA（禁止物質（群））	東芝グループにおいて、調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質（群）。国内外の法規制で製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されている物質（群）	別表1
ランクB（管理物質（群））	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）	別表2

なお、業界動向等の事情から、東芝グループ各社により管理内容（物質群、管理レベル、閾値等）が異なる場合があります。

### 5. 調達取引先様へのお願い事項

東芝グループでは、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給」、「調達品の環境品質確保のための契約の締結」ならびに「各種調査へのご協力」をお願いしています。調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、宜しくお願いします。なお、業界動向等の事情から、調達取引先様へのお願い事項の詳細は、東芝グループ各社により異なる場合があります。詳細につきましてはお取引させて頂いている東芝グループ各社、事業部、事業所、工場等の担当窓口が発行するグリーン調達ガイドラインに示しています。（東芝グループ各社、事業部、事業所、工場等の調達部門が発行するグリーン調達ガイドラインの記載内容が、本ガイドラインの記載内容より優先します。）

## 5.1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み（環境方針策定・システム整備・教育実施等）をお願いします。

## 5.2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

- (1) 製品含有化学物質管理体制の構築
- (2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達（グリーン調達）の実施
- (3) 東芝グループからお願いする環境関連物質使用状況調査へのご回答

## 5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

## 5.4 各種調査への協力

### 5.4.1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) ISO14001 外部認証取得状況
- (2) グリーン調達活動実施状況
- (3) 環境保全活動状況
  - ・環境方針について
  - ・組織・計画について
  - ・事業の環境側面・システムについて
  - ・情報公開・教育について
- (4) その他

### 5.4.2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査します。

### 5.4.3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) 「環境関連物質使用／不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認
- (2) EU REACH 規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC：注 2)の含有有無および含有量調査  
(chemSHERPA®（注 3）、他)
- (3) 分析評価結果の調査
- (4) その他、上記お願い事項の確実化のために必要な調査

注2：高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)とは、EU REACH 規則第 57 条の基準に該当し、かつ第 59 条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

注3：chemSHERPA®とは、サプライチェーン全体で利用可能な、製品含有化学物質情報を伝達するためのスキームです。

添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト

別表1 ランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法（製造禁止）
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	特定アミンとして 0.003 重量%（30ppm）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01 重量%（100ppm）（注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1 重量%（1000ppm）（注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1 重量%（1000ppm）（注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1 重量%（1000ppm）（注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC 類、HCFC 類、HBFC 類、四塩化炭素等）	意図的添加の禁止	モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB 類）	0.1 重量%（1000ppm）（注 1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE 類）	意図的添加の禁止（臭素数 4～7, 10 に限る）または 0.1 重量%（1000ppm）（注 1）	化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則（注 7） EU RoHS 指令
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB 類）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属書 XVII EU POPs 規則
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1 以上のものに限る）（注 3）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A12	放射性物質	意図的添加の禁止	放射性同位元素等規制法 原子炉規制法
A13	一部（炭素鎖長 10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A15	ビス（トリブチルスズ）=オキシド（略称：TBTO）	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）（注 4）	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A16	欠番		
A17	欠番		
A18	欠番		
A19	欠番		
A20	欠番		
A21	欠番		
A22	欠番		
A23	欠番		
A24	欠番		
A25	欠番		
A26	欠番		
A27	欠番		
A28	欠番		
A29	欠番		
A30	欠番		
A31	欠番		
A32	欠番		
A33	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A34	欠番		
A35	欠番		
A36	欠番		
A37	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（略称：PFOS）又はその塩	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）（表面処理の場合 1µg/m <sup>2</sup> ）	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A38	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（略称：PFOSF）	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）（表面処理の場合 1µg/m <sup>2</sup> ）	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A39	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT 類）	0.005 重量%（50ppm）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A40	三置換有機スズ化合物（A14,A15 を除く）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4）	EU REACH 規則 付属書 XVII

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A41	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	0.00001 重量%（0.1ppm）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A42	欠番		
A43	欠番		
A44	欠番		
A45	欠番		
A46	欠番		
A47	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4,5）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A48	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4,5）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A49	欠番		
A50	ヘキサブロモシクロドデカン（略称：HBCD）	意図的添加の禁止または 0.01 重量%（100ppm）	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A51	一部の多環芳香族炭化水素（PAHs）	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）（注 5）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（略称：DEHP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A53	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A54	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A55	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A56	リン酸トリアリールイソプロピル化物（略称：PIP(3:1)）	意図的添加の禁止	米国 TSCA PBT 規則（注 7）
A57	ペルフルオロオクタン酸（略称：PFOA）とその塩、および関連物質	1. PFOA とその塩 意図的添加の禁止または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%（25ppb）  2. PFOA 関連物質 PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量%（1ppm）	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

（注 1）算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。



(注2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で0.01重量%(100ppm)を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

(注3) 塩素数1はEU POPs規則の対象となるEU仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数 $\geq 2$ を対象とします。

(注4) 算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。

(注5) EU REACH規則付属書XVII記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

(注6) EU RoHS指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として0.1重量%以上の含有を禁止とします。EU REACH規則対象となる場合、フタル酸エステル合計として可塑化した材料の0.1重量%以上の含有を禁止します。ただし、EU RoHS指令、REACH規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。

(注7) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第6条(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性(PBT)を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。

別表2 ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	欠番
B02	欠番
B03	欠番
B04	臭素系難燃剤（PBB 類（A08）及び PBDE 類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分）
B06	フタル酸エステル類（DEHP（A52）、DBP（A53）、BBP（A54）、DIBP（A55）及び（B12）で指定されたフタル酸エステル類を除く）
B07	欠番
B08	欠番
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC 類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC 類）
B11	六フッ化硫黄
B12	EU REACH 規則の SVHC（認可対象候補物質）（注 8）
B13	欠番
B14	米国 TSCA PBT 規則（5 物質）（DecaBDE（A09）、及び PIP(3:1)（A56）を除く）（注 9）
B15	EU RoHS 指令 次期制限候補物質
B16	化審法 第一種特定化学物質 次期指定候補物質

（注 8）EU REACH 規則第 59 条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

（注 9）米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第 6 条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象外とします。

## 改訂記録表

制定：1999年12月1日

改訂：

2003年3月1日

2006年11月1日

2011年5月1日

2015年2月1日

2017年1月1日

2019年12月1日

2021年2月1日

2021年4月27日

2021年11月1日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	1999.12.1	新規発行
2	2003.6.1	環境関連物質リストの内容及び適用範囲の見直し
3	2006.11.1	環境関連物質リストの内容を見直し、全面改訂
4	2011.5.1	環境関連物質リストの見直し及び含有化学物質管理をJAMPへ変更し、全面改訂
4.1	2015.2.1	環境関連物質リストの見直し
5	2017.1.1	添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト 別表1 ランクA：禁止物質（群）の注釈（注1）、（注2）の見直しと注釈（注5）の追加 別表2 ランクB：管理物質（群）の注釈（注5）を注釈（注6）に変更
5.1	2019.12.1	東芝グループ環境基本方針の改訂 JAMP URL の修正 含有量調査例を MSDSplus、AIS フォーム（注3）から chemSHERPA®（注3）に変更
6	2021.2.1	東芝グループ環境基本方針の改訂 添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し
6.1	2021.4.27	添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し、注釈の変更
6.2	2021.11.1	添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し、注釈の変更